



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目 次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*5 主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則  
(果樹園芸課)

### ○ 教育委員会規則

\*2 和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則

\*3 和歌山県立博物館管理規則の一部を改正する規則

\*4 和歌山県立紀伊風土記の丘管理規則の一部を改正する規則

\*5 和歌山県立自然博物館管理規則の一部を改正する規則

\*6 和歌山県文化財保護指導委員設置規則の一部を改正する規則

### ○ 公安委員会規則

\*1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

198 平成17年度和歌山県報版下作成職員派遣業務に係る  
一般競争入札に参加する者に必要な資格等  
(総務学事課)

199 有害図書等の指定 (青少年課)

200 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)

201 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更  
(障害福祉課)

202 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更  
( " )

203 児童福祉法による指定居宅支援事業者の変更  
( " )

204 所在不明貸金業者 (商工労働総務課)

205 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

206 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防する  
ための検査の実施 (畜産課)

207 保安林予定森林 (森林整備課)

### ○ 公告

入札公告 (総務学事課)

### ○ 正誤

平成17年2月15日付け和歌山県報第1632号目次中

平成17年2月15日付け和歌山県報第1632号和歌山県告示第  
157号中

平成17年2月15日付け和歌山県報第1632号和歌山県告示第  
158号中

平成17年2月15日付け和歌山県報第1632号和歌山県告示  
第159号中

平成17年2月18日付け和歌山県報第1633号目次中

平成17年2月18日付け和歌山県報第1633号和歌山県告示  
第173号中

## 規 則

### 和歌山県規則第 5 号

主要農産物種子法施行細則の一部を改正する規則を次の  
ように定める。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

主要農産物種子法施行細則の一部を改正する規則

主要農産物種子法施行細則(昭和 27 年和歌山県規則第 84  
号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「1 升」を「1 リットル」に改める。

第 4 条中「第 4 条第 6 項」を「第 4 条第 7 項」に改める。  
別記第 1 号様式中「昭和」及び「反」を削り、「畝」を「ア  
ール」に、「歩」を「平方メートル」に改める。

別記第 2 号様式中「昭和」を削り、「6 第 4 項」を「7 第  
4 項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第 2 号

和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則を  
次のように定める。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規  
則

和歌山県立近代美術館管理規則(昭和 45 年和歌山県教育  
委員会規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和  
23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」とい  
う。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近  
い土曜日、日曜日又は休日でない日)

第 3 条第 1 項第 2 号中「4 日」を「3 日」に改め、同項第 3 号中「28 日」を「29 日」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第 3 号

和歌山県立博物館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県立博物館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県博物館管理規則（昭和 46 年和歌山県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）

第 3 条第 1 項第 2 号中「4 日」を「3 日」に改め、同項第 3 号中「28 日」を「29 日」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第 4 号

和歌山県立紀伊風土記の丘管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県立紀伊風土記の丘管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立紀伊風土記の丘管理規則（昭和 46 年和歌山県教育委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）

第 6 条第 1 項第 2 号中「4 日」を「3 日」に改め、同項第 3 号中「28 日」を「29 日」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4

号とし、同条第 2 項中「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第 5 号

和歌山県立自然博物館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県立自然博物館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然博物館管理規則（昭和 57 年和歌山県教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）

第 3 条第 1 項第 2 号中「4 日」を「3 日」に改め、同項第 3 号中「28 日」を「29 日」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第 6 号

和歌山県文化財保護指導委員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県文化財保護指導委員設置規則の一部を改正する規則

和歌山県文化財保護指導委員設置規則（昭和 51 年和歌山県教育委員会規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 105 条の 2」を「第 191 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第 1 号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和 32 年和歌山県公安委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 和歌山県岩出警察署の部中中貴志交番(那賀郡貴志川町大字神戸)の項の次に次のように加える。

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 打田交番<br>(那賀郡打田町<br>大字打田) | 打田町のうち<br>赤尾、上野、打田、尾崎、北大井、窪、久留壁、黒土、花野、下井阪、高野、竹房、田中馬場、中井阪、西井阪、西大井、畑野上、東大井、東国分、広野、古和田 |
|--------------------------|---|

別表第 1 和歌山県岩出警察署の部南中警察官駐在所(那賀郡打田町大字南中)の項中「、北大井」及び「、古和田」を削り、同部打田警察官駐在所(那賀郡打田町大字打田)の項及び井阪警察官駐在所(那賀郡打田町大字中井阪)の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 198 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。)第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、平成 17 年度和歌山県報版下作成職員派遣業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成 17 年度和歌山県報版下作成職員派遣業務

(2) 契約期間

平成 17 年 5 月 2 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成 17 年 2 月 25 日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 和歌山県内に本社又は本店を有する者であること。

(6) 平成 17 年 2 月 25 日以前において地方公共団体の発行する法令文書等に関する版下作成業務を良好に行った実績がある者であること。

(7) マイクロソフト社が実施するマイクロソフトオフィススペシャリスト(ワードに関するものに限る。)の資格を有する職員又は和歌山県が同等の資格を有すると認める職員を派遣できる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後 3 か月を経過していない当該法人の登記簿謄本(登記事項証明書)

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近 2 年分の財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後 3 か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近 1 事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては直近 1 年度分の市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 2 の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し

サ 2 の(7)に掲げる資格を証明する書類

ただし、資格審査申請時点で和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 8 年和歌山県告示第 266 号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿に登載されている者にあつては、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより、イからクまでの書類の提出を省略することができる。

(2)(1)のア、イ、オ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成 17 年 2 月 25 日(金)から平成 17 年 3 月 10 日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)に規定する県の休日を除く日の午前 10 時から午後 5 時までの間に、6 に

掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4 に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 17 年 3 月 10 日 (木) までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
和歌山県庁本館 1 階総務事務集中課入札室

(2) 日時

平成 17 年 3 月 4 日 (金) 午後 1 時 30 分から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成 17 年 3 月 4 日 (金) から平成 17 年 3 月 10 日 (木) までの和歌山県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く日の午前 10 時から午後 5 時までの間に 6 に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局総務学事課  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
和歌山県庁本館 1 階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2092 (直通)  
(FAX 073-431-0232)

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成 17 年 3 月 18 日 (金) までに郵送により送付する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成 17 年 3 月 28 日 (月) までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成 17 年 4 月 1 日 (金) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出は、6 に掲げる場所とする。

和歌山県告示第 199 号

和歌山県青少年健全育成条例 (昭和 53 年和歌山県条例第 36 号) 第 13 条第 1 項の規定により、有害図書等として、次のものを平成 17 年 2 月 15 日指定した。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

| 種別  | 図書等名            | コード番号    | 発行所名           |
|-----|-----------------|----------|----------------|
| 雑誌  | お嬢様が好き! VOL.1   | 04118-03 | バウハウス          |
| 雑誌  | @BUNTADX VOL.04 | 18012-03 | コアマガジン         |
| 月刊誌 | 別冊 ドント 3月号      | 17907-03 | マガジン・マガジン      |
| 月刊誌 | 別冊 BUBKA 3月号    | 08023-03 | コアマガジン         |
| 雑誌  | アキバ・ガールズ VOL.2  | 11404-3  | マイウェイ出版        |
| 月刊誌 | @BUNTA 3月号      | 11537-03 | コアマガジン         |
| 月刊誌 | BREAK Max 3月号   | 18011-03 | コアマガジン         |
| 月刊誌 | iP 3月号          | 01481-3  | 普遊舎            |
| 雑誌  | 無料ダウンロード天国      | 61461-43 | あおば出版          |
| 月刊誌 | PENT-JAPAN 3月号  | 07933-2  | ぶんか社           |
| 月刊誌 | お宝ガールズ 3月号      | 02257-03 | コアマガジン         |
| 月刊誌 | DX&DVD 3月号      | 06463-3  | アヴニール          |
| 月刊誌 | シティヘブン関西版 3月号   | 14273-3  | ダブリュオウコーポレーション |
| 月刊誌 | PINmaga 2月号     | 不明       | アッシュ           |
| 月刊誌 | J-SPARK 3月号     | 86257-03 | トライマックス        |

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を

助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第 200 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により施術機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 指 定 番 号     | 名 称   | 所 在 地        | 指 定 年 月 日      |
|-------------|-------|--------------|----------------|
| 新 柔<br>6-16 | 佐伯整骨院 | 新宮市千穂 3-4-24 | 平成<br>16.12.11 |

和歌山県告示第 201 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 17 条の 20 の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第 17 条の 23 第 2 号に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 指 定 事 業 所 名 | 変 更 事 項 | 新               | 旧                | 変 更 年 月 日 |
|-------------|---------|-----------------|------------------|-----------|
| ハーツ         | 事業所の名称  | 訪問介護事業所宇宙       | ハーツ              | 平成 17.1.4 |
|             | 事業所の所在地 | 那賀郡打田町古和田 719-1 | 那賀郡打田町古和田 237-3  |           |
| ケアランド御坊     | 事業所の所在地 | 御坊市野口字ニツガ池 1184 | 御坊市湯川町小松原 380-10 | 平成 17.2.1 |

和歌山県告示第 202 号

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 20 の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第 15 条の 23 第 2 号に基づき

公示する。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 指 定 事 業 所 名 | 変 更 事 項 | 新               | 旧                | 変 更 年 月 日 |
|-------------|---------|-----------------|------------------|-----------|
| ハーツ         | 事業所の名称  | 訪問介護事業所宇宙       | ハーツ              | 平成 17.1.4 |
|             | 事業所の所在地 | 那賀郡打田町古和田 719-1 | 那賀郡打田町古和田 237-3  |           |
| ケアランド御坊     | 事業所の所在地 | 御坊市野口字ニツガ池 1184 | 御坊市湯川町小松原 380-10 | 平成 17.2.1 |

和歌山県告示第 203 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 20 の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第 21 条の 23 第 2 号に基づき公示す

る。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 指 定 事 業 所 名 | 変 更 事 項 | 新               | 旧                | 変 更 年 月 日 |
|-------------|---------|-----------------|------------------|-----------|
| ハーツ         | 事業所の名称  | 訪問介護事業所宇宙       | ハーツ              | 平成 17.1.4 |
|             | 事業所の所在地 | 那賀郡打田町古和田 719-1 | 那賀郡打田町古和田 237-3  |           |
| ケアランド御坊     | 事業所の所在地 | 御坊市野口字ニツガ池 1184 | 御坊市湯川町小松原 380-10 | 平成 17.2.1 |

和歌山県告示第 204 号

次の貸金業者の営業所の所在地が確知できないので、当該貸金業者は、和歌山県商工労働部商工政策局商工労働総務課まで申し出てください。

なお、この告示の日から 30 日を経過しても当該貸金業者か

ら申出がない場合は、貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 38 条第 1 項の規定により、その登録を取り消すことがあります。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 番号 | 商 号 又 は 名 称 | 氏 名  | 主たる営業所等の所在地                        | 登 録 番 号            | 登 録 年 月 日   |
|----|-------------|------|------------------------------------|--------------------|-------------|
| 1  | 恵商事         | 土井弘造 | 新宮市新宮 6943 番地の 17                  | 和歌山県知事(1)第 01333 号 | 平成 14.5.7   |
| 2  | イージーファイナンス  | 森江臣明 | 和歌山市新中島 118 番地エクセランス新中島 207 号      | 和歌山県知事(1)第 01338 号 | 平成 14.8.15  |
| 3  | キャッシングマート   | 松永信  | 和歌山市谷町 33 番地の 2 グリーンプラザ谷町式番館 202 号 | 和歌山県知事(1)第 01352 号 | 平成 14.12.20 |

和歌山県告示第 205 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」

という。) 第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

かわくま吉田店  
和歌山市吉田 323

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

(変更前)

| 位 置                          | 収容台数 |
|------------------------------|------|
| 店舗建物東側(縦覧図書別添全体配置図(変更前)駐車場①) | 47 台 |
| 店舗建物南側(縦覧図書別添全体配置図(変更前)駐車場②) | 13 台 |
| 合 計                          | 60 台 |

(変更後)

| 位 置                          | 収容台数 |
|------------------------------|------|
| 店舗建物東側(縦覧図書別添全体配置図(変更後)駐車場①) | 40 台 |
| 合 計                          | 40 台 |

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

| 位 置   | 容量   |
|---|------|
| 店舗建物内北東側<br>(縦覧図書別添 1 階平面図(変更前)廃棄物保管施設①:ダンボール等) | 10 ㎡ |
| 店舗建物内北東側<br>(縦覧図書別添 1 階平面図(変更前)廃棄物保管施設②:生ゴミ等)   | 11 ㎡ |
| 合 計   | 21 ㎡ |

(変更後)

| 位 置   | 容量   |
|---|------|
| 店舗建物内北東側(縦覧図書別添 1 階平面図(変更後)廃棄物保管施設①:ダンボール等) | 10 ㎡ |
| 店舗建物内北東側(縦覧図書別添 1 階平面図(変更後)廃棄物保管施設②:一般ゴミ等)  | 11 ㎡ |
| 合 計   | 21 ㎡ |

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 9時から 23時まで  
(変更後) 10時から 21時まで

(変更前)

| 駐車場 No. | 出入口の数              | 位 置                           |
|---------|--------------------|-------------------------------|
| 駐車場①    | 入口 1 か所<br>出口 2 か所 | 縦覧図書別添全体配置図(変更前)<br>入口①、出口①・② |

表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島 185 番地の 3

3 変更した事項及びしようとする事項

- (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) オークワ和歌山駅前店  
(変更後) かわくま吉田店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島 185 番地の 3  
(変更後) 有限会社川熊商店 代表取締役 湯川忠彦  
和歌山県田辺市栄町 9
- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 2,164 ㎡  
(変更後) 2,316 ㎡
- (4) 駐車場の位置及び収容台数

|      |                    |                              |
|------|--------------------|------------------------------|
| 駐車場② | 入口 1 か所<br>出口 1 か所 | 縦覧図書別添全体配置図 (変更前)<br>入口②、出口③ |
|------|--------------------|------------------------------|

(変更後)

|         |                    |                                |
|---------|--------------------|--------------------------------|
| 駐車場 No. | 出入口の数              | 位 置                            |
| 駐車場①    | 入口 2 か所<br>出口 1 か所 | 縦覧図書別添全体配置図 (変更後)<br>入口①・②、出口① |

- 4 変更した年月日及びする年月日  
 3 の (1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7) 及び (8) は平成 17 年 3 月 25 日  
 3 の (4) は平成 17 年 10 月 10 日
- 5 変更する理由  
 小売業者変更のため。
- 6 届出年月日  
 平成 17 年 2 月 10 日
- 7 届出等の縦覧場所  
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目 1 番地)  
 和歌山市産業部商工振興課 (和歌山市七番丁 23)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
 縦覧期間 平成 17 年 2 月 25 日から平成 17 年 6 月 27 日まで  
 時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 206 号

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 実施内容及び目的  
 (1) 実施内容  
 家きんサルモネラ感染症検査 (病原体がサルモネラ・ブローラム又はサルモネラ・ガリナルムによるものに限る。)
- (2) 目的  
 家きんサルモネラ感染症発生予防のため。
- 2 実施する区域  
 有田郡金屋町
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 鶏 (種鶏について、概ね飼養羽数の 10% で最少 100 羽)
- 4 実施の期間  
 平成 17 年 3 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで
- 5 検査の方法  
 血清反応 (平板急速凝集反応)

和歌山県告示第 207 号

次の森林を保安林子定森林にしたから、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林子定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高遠井字鍵畑 384、385、大字長井字廣瀬 997 から 999 まで、字日裏谷 1064 から 1066 まで、字杉尾 1090、字セゼボケ 1091、字奥持 1092 の 1、1092 の 2、字兵ヶ谷 1093 の 1 から 1093 の 5 まで、1093 の 7、字ダクノ谷 1094 の 1、1094 の 2、字出谷灰町 1095 の 1、1095 の 2、字横洞 1096 の 1、1096 の 2、大字中里字原見ノ谷 1501、1510 の 1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

平成 17 年度和歌山県報版下作成職員派遣業務について、次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。) 第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 17 年 2 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成 17 年度総学第 1 号

|   |   |
|---|---|
| <p>(2) 調達役務の名称<br/>和歌山県報版下作成職員派遣業務</p> <p>(3) 調達役務の仕様等<br/>仕様書による。</p> <p>(4) 調達役務の場所<br/>和歌山県総務部総務管理局総務学事課が指定する場所</p> <p>(5) 履行期間<br/>平成 17 年 5 月 2 日(月)から平成 18 年 3 月 31 日(金)まで</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項<br/>平成 17 年度和歌山県告示第 198 号に規定する平成 17 年度和歌山県報版下作成職員派遣業務の入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所<br/>和歌山市小松原通一丁目 1 番地<br/>和歌山県庁本館 1 階<br/>和歌山県総務部総務管理局総務学事課</p> <p>(2) 期間<br/>平成 17 年 2 月 25 日(金)から平成 17 年 3 月 10 日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)に規定する県の休日を除く日の午前 10 時から午後 5 時まで。</p> <p>4 仕様書を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所<br/>3 の (1) に同じ。</p> <p>(2) 期間<br/>3 の (2) に同じ。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、6 に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 17 年 3 月 10 日(木)午後 5 時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札説明書を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所<br/>3 の (1) に同じ。</p> <p>(2) 期間<br/>3 の (2) に同じ。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、6 に掲げる入札説明会において質問を行うものとする。その後は、平成 17 年 3 月 4 日(金)午後 5 時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うもの</p> | <p>とする。</p> <p>6 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所<br/>和歌山市小松原通一丁目 1 番地<br/>和歌山県庁 1 階総務事務集中課入札室</p> <p>(2) 日時<br/>平成 17 年 3 月 4 日(金)午後 1 時 30 分から</p> <p>7 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所<br/>和歌山市小松原通一丁目 1 番地<br/>和歌山県庁 1 階総務事務集中課入札室</p> <p>イ 入札日時<br/>平成 17 年 4 月 8 日(金)午後 1 時 30 分から</p> <p>ウ 開札場所<br/>アに同じ。</p> <p>エ 開札日時<br/>イに同じ。</p> <p>(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成 17 年 4 月 8 日(金)午前 9 時までに和歌山県総務部総務管理局総務学事課へ必着するように行わなければならない。</p> <p>8 入札方法<br/>落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>9 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則(昭和 63 年和歌山県規則</p> |
|---|---|



第 28 号。以下「財務規則」という。) 第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び財務規則第 92 条から第 95 条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で 2 に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第 102 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高 3 回までとする。
- (6) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、7 の (1) に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第 2 回以降の入札には、参加できないものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ア 名称  
和歌山県総務部総務管理局総務学事課
- イ 所在地  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
和歌山県庁本館 1 階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2092  
FAX 073-431-0232

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成 17 年 2 月和歌山県議会において、平成 17 年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

正 誤

正 誤

平成 17 年 2 月 15 日付け和歌山県報第 1632 号目次中

| ページ | 段 | 行目    | 誤             | 正 |
|-----|---|-------|---------------|---|
| 1   | 左 | 上から 6 | 大規模小売店舗の新設の届出 | " |

正 誤

平成 17 年 2 月 15 日付け和歌山県報第 1632 号和歌山県告示第 157 号中

| ページ | 段 | 行目           | 誤             | 正             |
|-----|---|--------------|---------------|---------------|
| 2   | 左 | 下から 20 及び 21 | 大規模小売店舗の新設の届出 | 大規模小売店舗の変更の届出 |

正 誤

平成 17 年 2 月 15 日付け和歌山県報第 1632 号和歌山県告示第 158 号中

| ページ | 段 | 行目           | 誤             | 正             |
|-----|---|--------------|---------------|---------------|
| 2   | 右 | 下から 22 及び 23 | 大規模小売店舗の新設の届出 | 大規模小売店舗の変更の届出 |

正 誤

平成 17 年 2 月 15 日付け和歌山県報第 1632 号和歌山県告示第 159 号中

| ページ | 段 | 行目           | 誤             | 正             |
|-----|---|--------------|---------------|---------------|
| 3   | 左 | 上から 19 及び 20 | 大規模小売店舗の新設の届出 | 大規模小売店舗の変更の届出 |

正 誤

平成 17 年 2 月 18 日付け和歌山県報第 1633 号目次中

| ページ | 段 | 行目    | 誤             | 正             |
|-----|---|-------|---------------|---------------|
| 1   | 左 | 上から15 | 大規模小売店舗の新設の届出 | 大規模小売店舗の変更の届出 |

正 誤

平成 17 年 2 月 18 日付け和歌山県報第 1633 号和歌山県告示第 173 号中

| ページ | 段 | 行目        | 誤             | 正             |
|-----|---|-----------|---------------|---------------|
| 3   | 左 | 下から11及び12 | 大規模小売店舗の新設の届出 | 大規模小売店舗の変更の届出 |